

一般財団法人なら建築住宅センター 現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人なら建築住宅センター（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）、これに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人なら建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務要領」（以下「要領」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という）を履行するものとする。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、申請する住宅の情報を現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書（以下「申請書」という。）に明記しなければならない。
- 2 甲は、要領に従い、申請図書を乙に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が申請図書のみでは現金取得者向け新築対象住宅証明に係る基準への適合を示す証明書の発行に関する業務（以下「業務」という。）を行うことが困難であると認めて追加図書の提出又は申請図書の補正を請求した場合は、乙の業務の遂行に必要な範囲内において、速やかに必要な追加図書の提出又は申請図書の補正その他必要な措置をとらなければならない。
 - 4 甲は、要領に基づき算定された額の手数料を第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか要領に従い、公正・中立の立場で厳正かつ適正に業務を行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める受付日から14日を経過する日までとする。ただし、第1条第3項の規定により乙が甲に対して追加図書の提出又は申請図書の補正を請求した場合は、この対応にかかった期日の日数分を業務期日に加算するものとする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠ったとき、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
 - 3 甲が、乙にその理由を明示の上、業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
 - 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（手数料の支払期日）

- 第4条 甲の支払い期日は、引受承諾書交付日とする。ただし、甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

(手数料の支払方法)

第5条 甲は、手数料を、乙の指定する銀行口座への振込みの方法で支払うものとする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、現金による支払又は一括支払など別の支払方法をとることができる。
- 3 振込みに要する費用は甲の負担とする。

(証明書発行前の変更申請)

第6条 甲は、証明書の発行前までに甲の都合により申請内容を変更する場合は、速やかに乙に通知しなければならない。

- 2 乙が、前項の変更が大幅であると認めるときは、甲は、申請を取り下げ、別件として改めて申請しなければならない。
- 3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知して本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第3条第1項に定める業務期日までに業務を完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙が本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して本契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは乙にこれの返還を請求することができる。また、甲は本契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めを負わない。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、乙にその賠償を請求することができる。
- 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは甲に支払を請求することができる。甲は、既に支払った手数料が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することにより本契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに手数料を支払わない場合
- (2) 甲が本契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を交付することができないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは甲に支払を請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わない。

- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅が建築基準法その他法令に適合することを保証しない。

- 2 乙は、業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽がある場合、又はその他の乙の責に帰することのできない事由により、適切な業務を行うことができなかつた場合においては、業務の結果について責任を負わない。

(関係行政庁への説明)

第10条 乙は、国土交通省等の関係する行政庁等から本業務に関する説明を求められた場合には、審査の内容等について、当該行政庁等に説明することができるものとする。

(秘密保持)

第11条 乙は、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第23条第1項の各号に該当する場合
- (2) 関係する行政庁等から報告を求められた場合
- (3) 既に公知の情報である場合
- (4) 甲が、情報の提供についてあらかじめ同意した場合

(別途協議)

第12条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

附 則

平成26年4月1日制定